

はじめに

本書では、三河国八名郡半原村（現在の愛知県新城市富岡）にあった武蔵国岡部藩半原陣屋に詰めていた地方役人が書き留めた「御用状留帳」を読み解くことにより、近世後期における地方役人と村人の日常を垣間見つつ、あわせて江戸屋敷との関係も含めて、小藩の地方支配を考えていきたいと思えます。

近世・江戸時代の「藩」といわれると、たとえば三河の場合、吉田藩（豊橋）や岡崎藩・挙母藩（豊田）・刈谷藩・西尾藩・田原藩などがイメージされると思えます。それぞれ居城があり、所領もその多くが城周辺の一定範囲内にあり、そこをほぼ一円的に支配しています。

しかし一方で、居城もなく、所領も全国各地に分散していても、石高が合計一万石以上あれば、大名として藩を称することができました。たとえば三河国額田郡西大平村（現在の岡崎市）に西大平陣屋を置いていた旗本大岡氏は、「大岡越前」で有名な大岡忠相の代に、それまでの知行石高約六千石に約四千石が増え、一万石以上の大名になりました。西大平藩として、三河のほか相模（現在の神奈川県）・武蔵（現在の埼玉県）・上野（現在の群馬県）・下野（現在の栃木県）・上総（現在の千葉県中南部）などの各国に、分散して所領がありました。逆に三河以外の国に多くの所領をもち、本拠となる陣屋も三河国外に置いているのですが、三河国内にも所領をもつ藩もありました。たとえば大多喜藩は上総国夷隅郡大多喜村（現在の千葉県大多喜町）に陣屋を置き、石高は二万石から五万石と時期によって変化しましたが、上総のほか三河や大和（現在の奈良県）にも所領がありました。また旗本水野氏は明和五年（一七六八）に約八千石から増えられ約一万三千石の大名になり、三河国碧海郡と信濃国（現在の長野県）佐久郡に所領をもち、三河

国碧海郡大浜村（現在の碧南市）に本拠陣屋を置いて大浜藩となります。しかし安永六年（一七

七七）にさらに二万石を増され駿河国駿東郡沼津（現在の静岡県沼津市）に転封され沼津藩となり、所領の多くも駿河や伊豆に所領替えとなりましたが、三河の所領もそのまま残った事例もあります。このような所領が分散している小藩はほかにも多くあり、岡部藩もこのような藩の一つでした。本書では幕府領でもなく大藩でもない、このように分散知行形態を採っている石高が少ない小藩＝岡部藩の、三河所領支配を中心とした藩江戸屋敷と三河半原陣屋とその村人たちの実態をみていきたいと思います。

●——岡部藩安部氏

岡部藩主の安部氏あんべの祖は、信濃国諏訪郡の諏訪氏あるいは滋野しげの氏の流れを汲むといわれています。安部氏の家紋は「丸の内梶葉」や「六連銭」ですが、前者は諏訪明神および諏訪氏の家紋と同じであり、後者は滋野氏の家紋です。このことから両氏と何らかの関係があったといわれています。「安部」を名乗るのは元眞の代の頃とされ、駿河国安倍郡にある安部谷を所領として支配していたことによるそうです。はじめ今川氏の家臣でしたが、武田氏が今川氏を滅ぼした後は徳川氏に従い、初代藩主となる信盛の頃には武蔵国と下野国内で五千二百五十石余を知行し、武蔵国榛沢郡岡部村（現在の埼玉県深谷市）に陣屋を置いていました。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦い、慶長十九年（一六一四）からの大坂の陣などで軍功を挙げ、大番頭・大坂城番などを勤め、寛永十三年（一六三六）には三河国に四千石を増されました。のち慶安二年（一九四九）にもさらに一万石が増され、約一万九千二百五十石を領する大名となり、岡部藩と称しました。寛文二年（一六六二）に子の信之が家督を相続する際に、弟二人に千石ずつを分知していますが、

寛文八年（一六八八）に三河国三千石が、三代信友の代となった天和二年（一六八二）に丹波国（現在の京都府・兵庫県）内に二千石がそれぞれ増され、約二万二千石となりました。信盛にみるように代々大番頭・大坂城代を勤める家柄であったようです。今回対象とする寛政三年（一七九一）における藩主は、八代信亨のぶみちでした。

三河国内の所領村々は、寛永十三年で八名郡の中宇利・下宇利・半原・八名井（以上四ヶ村は現在の新城市）・養父・御園、宝飯郡の江村・鵜飼島（以上四ヶ村は現在の豊川市一宮町）の計八ヶ村でした。寛文八年に八名郡の小畑（幕府領との相給、「相給」とは一つの村に複数の領主が存在している形態をいいます）・黒田・塩沢・鳥原・庭野（以上五ヶ村は現在の新城市）・賀茂（現在の豊橋市）の計六ヶ村が増されました。その後庶家に、養父・塩沢の一部・鳥原・庭野を分知したこともあり、寛政三年段階では、八名郡の小畑・中宇利・下宇利・半原・黒田・塩沢（分家安部万次郎家との相給）・八名井・御園・賀茂、宝飯郡の江村・鵜飼島の計十一ヶ村約六千石を支配していました。このうち小畑村は吉田藩との相給となっていました。

●——岡部藩三河国半原陣屋

冒頭の「はじめに」で述べましたように、三河所領を管轄する岡部藩の陣屋は、三河国八名郡の半原村にありました。本書では以下、この半原陣屋のことを単に「陣屋」と表記していきます。陣屋の広さは、東西が約五十九間（二〇六m）、南北が約四十五間（八一m）で、面積は約八、四二四㎡程になります。【図1】は明治十年（一八七七）頃のもですが、これによれば、長屋門（大手門）があり、門の付近は土手と堀で囲われており、それなりの構えであったことがわかります。長屋門は幅八間（一四・四m）・奥行三間（五・四m）で、両側に座敷があり、役所を

訪れる村役人の控室になっていたようです。役所は幅六間（一〇・八m）・奥行三間（五・四m）で、三つの部屋があり、中央がいわゆる「御白洲」、左右が役人の執務室となっていたようです。そのほか代官の居宅が二棟、諸役人の居宅も二棟、陣屋内にあったこともわかります。

陣屋役人は代官・手代・下役人・足軽・中間ちゅうげんなどからなり、あわせて二十人位が勤めていたといわれています。代官は年によって人数が異なりますが、だいたい二・三人で、寛政三年においては、長谷川恒五郎・橋本半左衛門・長谷川常右衛門の三人でした。毎年「年番」という当番Ⅱ陣屋責任者が決められており、この年は橋本が勤めていました。手代は二・三人、下役が三・四人、その他が足軽・中間ですが、毎日勤める常勤者はその半分、十人位だといわれています。そのほか、奉公人や「御用働」という者たちが陣屋に出入りしていました。奉公人は陣屋の雑用をする者で、掃除・食事などその仕事は多種多様でした。御用働とは、陣屋に出入りする商人・職人などで、陣屋に必要な物品を納入したり、陣屋の日常的な点検・補修・保全などもしたりしていました。特に陣屋の経費など財政を担当する者は「御金用働」ともよばれ、陣屋へお金を貸したりもしていました。

●——御用状留帳とは

今回ここで扱う御用状留帳とは、江戸屋敷と陣屋の間で取り交わされていた、職務連絡のための往復文書（御用状）を写し置いていた帳簿のことです。「高橋家文書」の中に収録されており、現在は埼玉県立文書館に所蔵されています。寛政三年の御用状留帳には高橋家の記載はありませんが、天保期に高橋家の忠右衛門が陣屋役人を勤めており、それによりこの御用状留帳が高橋家に残ったと思われます。

ここに写し置かれた御用状の差出人は先の陣屋役人三人（このうちの二人の場合もあります）

で、宛先は江戸屋敷の元締・望月左兵衛宛が多く、ほかにもう一人の元締・水原文太夫との連名宛や、水原单独宛の場合もあります。元締は郡代とも呼ばれていたようで、武蔵・下野・三河・摂津・丹波など各国の地方所領支配を担当する役職です。その仕事に関する連絡のため、地方の各陣屋と江戸屋敷の元締の間で、このような御用状の往復交換が行われたようです。江戸屋敷と三河国平原陣屋の間の場合、途中何事もなければ、御用状はおよそ四日から五日間で着いていました。

御用状には、発送する順に一番から番号が、冒頭に書かれています。中には「番外」という表題のものもあり、さらには一応書き終わったところで、さらに緊急に用件ができ、この御用状に追記しなければならない場合は「何番の内」などと書かれている場合もあります。また、望月宛ではない、もう一人の水原一人宛の御用状は番号が書かれない無番であったようです。なお、江戸屋敷から陣屋に送られる御用状にも番号が書かれていました。

● 御用状留帳の記載様式

一通の御用状は、おおよそ決まった記載順番、様式で書かれています。ここでは三番御用状を事例として説明していきます。

第三

- ① 当月十四日出二番の御用状、同十九日来着し、拝見いたし候。まずもつて御屋敷御別条なく、貴様いよいよ御堅固御勤役なされ、珍重に存じ奉り候。当御領中・御陣屋向替る儀御座なく候。

- ② 一、これより去る七日付一番の御用状、同十三日相達し、御披見下され候由。御答として仰せ聞され候趣承知いたし、相済み候儀は文略いたし候。
- ③ 一、例年の通り、御領中村役人そのほか寺社の面々、追々御役所へ罷り出で、年頭御祝儀申し上げ候につき、名前帳一冊差し進め候ところ、御落手、御年寄中御覧に入れられ下され候由。

(一条省略)

- 一、旧冬例年の通り、御分知御両家様より歳暮御祝儀金百疋ずつ下され候儀申し進め候ところ、御承知下され、御札状御届させ下され候由
- ④ 一、公儀より仰せ出され候朝鮮人参作殖の御書付写一通、中村源五右衛門殿御渡しなされ候旨、これを遣わされ、例のごとく村々へ相触れ申すべき旨。種人参を作殖心得候者もこれある村方に出来候得ば、一同助けにも相なり候間、右様の者もこれあり候はば、勝手次第の事に御座候由仰せ聞かされ、承知いたし候。

一、旧冬積み直し候琉球表ようやく着船し、去る十四日御屋敷へ相届き、御安心なされ候由。しかし暮れの御間に合い申さず、御残念の由、遅着ながら無難にて御同慶存じ奉り候。

(三条省略)

- ⑤ 一、右はそれより第二番御用答に御座候。書物御入記の通り、相違なく請け取り申し候。
- ⑥ 一、前書朝鮮人参作殖御書付写落手いたし、御領中へ相触れ申し候。
- ⑦ 一、旧冬大積書をもつて相伺い候。「下宇利・八名井・黒田三ヶ村高札場御修復御入用御勘定組御書」一通、ならびに大積書相添え、今便進達いたし候。御落手御加印の上、宜しく御取り計らい下さるべく候。去る戌年分伺い書類、この外相残る品御座なく候。左様